



犯罪や非行をした人を雇用し、
社会復帰を支える

協力雇用主を 募集しています



雇用で支える、立ち直り。

協力雇用主とは…?

犯罪や非行をした人(刑務所出所者等)の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主の方々です。

再犯防止を支える協力雇用主

犯罪や非行をした人は、再び地域に帰ってきます。

これらの人が再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任ある社会生活を送ることが重要です。

刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職です。これらの人への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠です。

▶ 再犯をして刑務所に戻った人の多くが、仕事をしていませんでした

有職者 27.3%
無職者 72.7%

(令和4年、矯正統計年報による。)

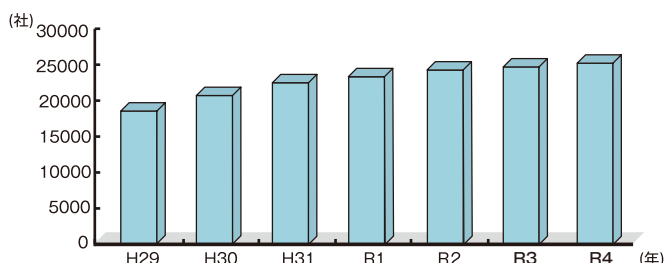
協力雇用主の現状

現在、全国に約25,000の協力雇用主がいらっしゃいますが、実際に犯罪や非行をした人を雇用してくださっている事業主は、そのうち約1,000にとどまっています。

また、建設業、サービス業、製造業が全体の8割を占めるとともに、従業員規模100人未満の事業主が全体の8割を占めています。

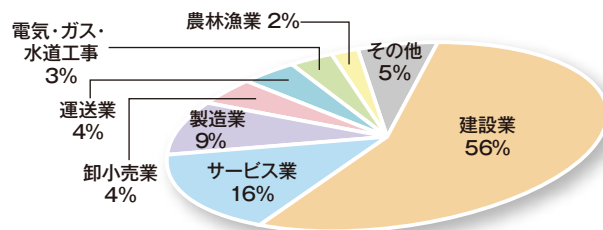
犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰・職場定着のためには、事業主の方々との適切なマッチングが重要です。そのため、幅広い業種の事業主の方々にご登録いただきたいと思います。

▶ 協力雇用主への登録は、年々増えています!



(～平成31年は4月1日現在、令和元年以降は10月1日現在、法務省保護局資料による。)

▶ 様々な業種の事業主の登録をお願いします!



(令和4年10月1日現在、法務省保護局資料による。)

**地域に密着した多くの事業主の方々のご理解とご協力を!
是非、協力雇用主としてご登録ください!**



協力雇用主の意義は分かったけど、
実際に雇うことには、やっぱり不安があるなあ…



そんな協力雇用主の方々の不安を軽くする
ために、**国の支援制度があります！**

刑務所出所者等就労奨励金制度 (実際に雇用してくださった協力雇用主に 最長1年間奨励金を支給します。)

就労・職場定着奨励金

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大8万円をお支払いします。(被雇用者が20歳未満の場合は、最大6万円加算します。)

※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

最大48万円

就労継続奨励金

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円をお支払いします。

※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

最大24万円

身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

※ 労働保険に加入していることが条件になります。

最大200万円

※ いずれの奨励金も、労働保険に加入していることが条件になります。

トライアル雇用制度

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円をお支払いします。

※ 事前にトライアル雇用求人ハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。

最大12万円

職場体験講習

刑務所出所者等に実際の職場環境や業務を体験させていただいた場合、講習委託費をお支払いします。

※ 社会保険に加入していることが条件となります。

最大2万4,000円

事業所見学会

刑務所出所者等に実際の職場や社員寮等を見学させることにより、就労への意欲を引き出します。

公共調達における雇用実績の評価

法務省発注の矯正施設に係る工事の一部の競争入札において、刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式を採用しています。詳細は法務省ホームページをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00045.html

実際の雇用に当たっては、保護観察所が全面的にバックアップします。

協力雇用主としてのやりがい

(有)野口石油 代表取締役社長
野口 義弘 さん



野口石油は、一人ひとりの頑張りを評価しています。人は誰でも必ず一つは良いところを持っている。それらをお互いに認め引き出す職場にしています。

それは保護観察少年を雇ってからです。保護司である妻が担当していた16歳のK男でした。無免許暴走、窃盗、シンナーにも手を染め、家出を繰り返し、両親はいるが相談相手もなく、非行を重ねていましたが、本当は淋しがり屋で心のやさしい少年でした。劣等感が強く、自信の持てないK男に、当社の売り商品である「ポリマー洗車」の責任者に抜擢したところ見事に応えてくれ、私に信じ合うことの大切さを教えてくれました。それからは、保護観察所、警察、児童相談所等から相談があれば全て受け入れ、社員30名の半数は彼らで、皆頑張っています。

厳しいガソリンスタンド業界ですが、彼らのお陰で人手不足を経験したことがなく、経営を助けてもらっています。

この体験から私は、福岡県連合雇用主会長(就労支援事業者機構理事)に就任して会員の方々と連携し、更生保護事業の啓発にも努めています。

《 協力雇用主に関するQ&A 》

Q1 協力雇用主になるためには どうしたらいいのですか？

まずは、最寄りの保護観察所にお問合せください。保護観察所の職員から保護観察制度や協力雇用主の登録手続きなどについて説明をさせていただきます。



Q2 協力雇用主の登録手続きに 必要な書類などがありますか？

①連絡先(担当者)②業務内容③労働条件④実際の勤務地などの情報を教えていただく必要があります。また、会社の登記事項証明書、役員名簿及び役員の方の身分を証明する書類(免許証など)の写しの提出が必要です。なお、暴力団とのかかわりがある事業所は協力雇用主としての登録をお断りしております。



Q3 協力雇用主登録を済ませれば、 刑務所出所者等を紹介して もらえるのですか？

協力雇用主として登録をした後に、公共職業安定所に対して刑務所出所者等就労支援事業専用求人の申込みをしていただく必要があります。協力雇用主として保護観察所に登録しただけでは、公共職業安定所に刑務所出所者等の求人を出したことはありませんのでご注意ください。



Q4 協力雇用主登録と専用求人 の申込み(Q3)をしたのに 応募がありません。

職種や就労地域などにより、求人に応募がない場合もあります。求人状況等について知りたい場合は、保護観察所へご連絡ください。



協力雇用主になられる事業者の方へのお願い

保護観察対象者には、保護観察期間中、守らなければならない約束事(遵守事項)が決められており、この遵守事項を守らなかった場合には、仮釈放の取消しなど本人にとって不利益な措置がとられることがあります。

保護観察について、ご理解とご配慮をお願いします。

[遵守事項の例]

- 保護観察官や保護司との定期的な面接
- 専門的処遇プログラムの受講
一部の保護観察対象者の中には、保護観察所で実施される専門的処遇プログラムの受講が義務づけられています。受講の日時はあらかじめ決められており、就労を理由とする欠席は認められません。
- 転居・出張(1週間以上)をする際の事前の許可
保護観察対象者が1週間以上の出張や転居をする場合、保護観察所長から事前に許可を得ることが必要になります。

協力雇用主として、刑務所出所者等の再犯防止・社会復帰支援に ご理解とご協力を！

登録のお申込み・お問合せは、最寄りの保護観察所へ

再犯防止 就労支援

🔍 検索



全国の地方更生保護委員会・
保護観察所連絡先一覧